

【障害者施設光熱費等高騰対策一時支援金】Q&A

(令和6年1月22日時点)

No	質 問	回 答
1	補助対象となるのはどのような事業所・施設ですか。	<p><b>令和5年12月1日時点</b>で、対象サービス（ホームページ参照）の指定を受けており、サービスを提供している者が対象となります。ただし、<b>以下に該当する場合は申請できません。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 政令市・中核市（神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市）所管の事業所</li> <li><input type="checkbox"/> 令和5年12月1日時点で休止中の事業所</li> <li><input type="checkbox"/> 当該支援金の申請時点で廃止している事業所</li> <li><input type="checkbox"/> 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人が設置する事業所（指定管理者制度による運営を含む）</li> <li><input type="checkbox"/> 基準該当、地域生活支援事業（移動支援事業、地域活動支援センター等）</li> <li><input type="checkbox"/> 基準上の設備を共有する事業所であって、「高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金」の交付を受ける施設・事業所</li> </ul>
2	申請にあたり、物価高騰等の影響額がわかる証拠書類の提出は必要ですか。	証拠書類の提出は不要です。
3	申請は法人単位ですか。事業所単位ですか。	事業所番号ごとの申請となります。
4	同一の事業所番号で複数回申請することはできますか。	同一の事業所番号での申請は、原則1回のみとなります。
5	ひとつの事業所（事業所番号）で複数サービスの指定を受けている場合、支援金額はどうなりますか。	原則として、各サービスごとに算出した合計金額となります。ただし、サービス区分の組み合わせにより、上記と異なる場合がありますので、ご注意ください。 <b>&lt;詳細は、別紙「支給単価の考え方」参照&gt;</b>
6	基準上の設備を共有していない複数サービスについて指定を受けているが、ひとつの事業所として単一サービス分の金額が表示される場合、どうすればよいですか。	県にて確認を行いますので、コールセンターあてにご連絡をお願いします。 050-8886-1201 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)]
7	表示されている定員が実態と異なる場合、どうすればよいですか。	県にて確認を行いますので、コールセンターあてにご連絡をお願いします。 050-8886-1201 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)]
8	表示されているサービス種別のうち、一部のサービスが廃止となっている場合、どうすればよいですか。	廃止サービスを除いた金額での申請が必要となりますので、コールセンターあてご連絡をお願いします。 050-8886-1201 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)]
9	高齢者施設と同一の事業所・施設であるか否かについては、どのように判断すればよいですか。	原則として、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共有しているか否かでご判断ください。  ※例えば、同一敷地内に生活介護事業所（障害）と通所介護事業所（介護）がある場合で、設備及び備品等を共用しているのであれば、「障害者施設光熱費等高騰対策一時支援金（本事業）」と「高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金」のいずれか一方のみの申請となります。
10	市町が実施する、物価高騰対策関連支援金との併給は可能ですか。	可能です。
11	令和5年7～8月に実施した『障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金』の補助を受けた事業所・施設が本事業（令和5年度第2次分）の補助を再度受けることは可能ですか。	可能です。